

令和 6 年度  
8 0 2 0 研究事業公募要領

公益財団法人 8 0 2 0 推進財団  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北 4-1-20  
歯科医師会館内  
TEL 03(3512)8020

## 1. 8020研究事業の目的及び性格

8020運動は、健康で活力ある長寿社会実現のために、「80歳になっても自分の歯を20本以上保つことで豊かな人生を」を基本理念とする。本運動は課題に対する極めて明確な数値目標を掲げたものとして、その評価を高めている。実際、厚生科学研究事業および研究論文等により、8020達成者が未達成者に比較して全身の健康度も高く、疾病の罹患率も低く、さらに達成者が極めて活力にあふれた日常生活を送っていること等の報告がされている。

当財団としては、8020運動を国民運動として推進していくことと並行して、「8020者=幸福な生活」との考えを疫学調査研究等を通じて科学的に証明することが不可欠となる。

このため、8020運動に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、8020研究事業の振興を一層推進するといった観点で、研究課題の公募を行う。

応募された研究課題は、8020調査研究委員会において総合的評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき研究費が交付される。

### = 公募研究事業 =

- 基本的に、公募研究課題は8020運動推進に貢献できる研究課題とし、当面の間は基礎研究に相当する研究課題（動物実験を含む）は採用しない。
- 公募研究課題は次のとおりとする。
  1. 歯科口腔保健に関する疫学研究
  2. 8020と全身の健康（生活習慣病、フレイル、オーラルフレイル、認知症、ADL、QOL等）に関する研究
  3. 介護・医療（終末期医療を含む）等に関する研究
  4. 小児・高齢者の口腔機能（摂食・嚥下機能を含む）及び口腔健康管理等に関する研究
  5. オーラルヘルスプロモーションおよび歯の喪失防止に関する研究
  6. 自由研究課題

※ 申請書p1の「公募研究課題番号」は上記の番号を記入すること。

## 2. 応募に関する条件等

### (1) 応募資格者

次のアからウに該当するもの

- ア. (a) から (e) に掲げる国内の試験研究機関等に所属する者。
  - (a) 厚生労働省の施設等機関
  - (b) 地方公共団体の附属試験研究機関
  - (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
  - (d) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む）
  - (e) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた団体

イ. 日本歯科医師会会員であって、研究計画の遂行が可能な者。

ウ. その他、上記以外の研究計画の遂行が可能な者。

※研究計画遂行の判断は提出された申請書をもって審査することとする。

### (2) 研究期間

特段の理由がない限り、採択年度初日から当該年度内（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

研究の継続を希望する場合は、次年度に新たな研究課題として申請されたい。

### (3) 対象経費

ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。  
申請額は1件につき30万円から80万円とする。

イ. 経費の混同使用の禁止

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に本補助金を加算して、  
一個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。

ウ. 交付の対象外となる項目

- ・建物等の施設に関する経費（建物の建築、購入、改修等の費用）
- ・事務所の家賃
- ・研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・申請を行った研究者の謝金、人件費
- ・研究機関で通常備えるべき設備備品等

例：P C、機材

※その他、研究事業に関連性があると認められない経費及び研究者が所属する  
施設において、対象外とされている経費は対象外

#### **(4) 研究計画策定にあたっての留意点**

研究対象者に対する人権擁護上の問題、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解（インフォームドコンセント）に関わる状況など、当該研究を行った際の倫理面の問題に十分ご留意されたい（当該研究を行った際に実施した倫理面への配慮について、申請書類に具体的に記入）。また倫理委員会により承認を得ている研究課題もしくは今後倫理委員会の承認を得る予定の研究課題はその旨を申請書に記載されたい。

#### **(5) 提出期間**

令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）必着

- ・受付時間は、午前9時30分～午後6時までとし、土・日・祝日の受付は行わない。
- ・申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「8020公募研究事業申請書類在中」と記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函されたい。

#### **(6) 提出先**

公益財団法人8020推進財団

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内

電話：03-3512-8020

#### **(7) 申請書類**

- ・申請書類：8020研究事業申請書（様式1）  
(本財団ホームページ <http://www.8020zaidan.or.jp> からダウンロード可能)  
※「8020研究事業申請書 作成上の留意事項」をよく読んでご記入ください。
- ・申請部数：申請書2部（正1部、写し1部）

#### **(8) 報告書等**

- ア. 採択年の翌年4月末日までに、「研究報告書」・「報告書抄録」・「会計報告書」を当財団に提出すること。
- イ. 報告された研究成果は、当財団のホームページにて公表される。  
ただし、8020調査研究委員会で決定したものに限る。

ウ. 報告された研究成果の中から優れたものについては例年開催している「公募研究発表会」へのご講演を依頼している。  
講演依頼については、原則ご協力をいただきたい。

### 3. その他留意事項

- ・研究課題の採択後、研究事業の内容等を変更・中止する場合には、事前に当財団へ連絡すること。
- ・研究課題の採択がされ、研究事業を実施する場合、研究終了後の年度から5年間、申請書、研究報告書、報告書抄録、会計報告書について、保存を行う必要がある。
- ・助成された研究課題については、翌年度に論文等作成状況についての調査を実施する予定なので報告願いたい。

#### ※研究課題に関する注意

口腔保健に関する疫学調査の場合、調査対象人数を具体的に記載されたい。